

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		給水装置工事事業者の指定	
根拠法令及び条項		水道法第25条の2第2項	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 水道法第25条の3第1項 水道法施行規則第20条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して14日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

給水装置工事事業者の指定の審査基準

水道法

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 1 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ 第25条の第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ホ 法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

水道法施行規則

(厚生労働省令で定める機械器具)

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 4 水圧テストポンプ